

配偶者支援金のご案内

「配偶者支援金」は、中国残留邦人等が亡くなった場合に、中国残留邦人等と長年にわたり労苦を共にされてきた配偶者の方の事情に配慮し、永住帰国する前からの配偶者の方へ支給するものです。

この支援金は、支援給付の収入認定の対象にはせず、支援給付に加えて支給します。この支援金を受け取るには申請が必要です。支援給付を行っている機関に申請してください。

支給対象となる方	<p>中国残留邦人等が亡くなった後に、支給給付を受ける権利のある特定配偶者 特定配偶者とは、次のいずれかに該当する方です。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して特定中国残留邦人等の配偶者である方2. 平成20年4月1日（平成19年改正法施行日）より前に亡くなられた特定中国残留邦人等の配偶者※1で、支援給付を受給※2している方 ただし、特定中国残留邦人等が永住帰国する前から継続して特定中国残留邦人等の配偶者※1である方に限る。 <p>※1 婚姻の届け出をしていなくても、事実上婚姻関係と同様の事情にある方も含みます。 ※2 平成19年改正法附則第4条第1項の規定により支援給付を受けている方（受給する権利のある方を含みます）</p>
支給額	<p>老齢基礎年金の3分2相当額 〔平成26年4月からの老齢基礎年金額（満額）は64,400円〕 したがって支給額は、64,400円×2/3=42,933円</p>
支給開始時期	<p><現在、配偶者単身で支援給付を受給している特定配偶者の方> 平成26年10月（改正法施行月）から支給 <現在、夫婦で支援給付を受給している特定配偶者の方> 特定中国残留邦人等が亡くなられた月の翌月から支給</p>
申請に必要な書類	<p>配偶者支援金支給申請書（実施機関の窓口にあります） 婚姻成立日が永住帰国日の前日以前で、継続して婚姻関係があったことを確認できる戸籍など</p>
申請窓口	支援給付を実施している実施機関（下記）
支給対象とならない場合	<p>▷ 支援給付の支給決定を受けずに配偶者支援金のみ受給することはできません。 ▷ 特定中国残留邦人等が亡くなった後に再婚された特定配偶者は、支援給付を受ける権利を喪失し、配偶者支援金も受けられません。 ▷ 特定中国残留邦人等と永住帰国前に結婚し共に帰国し、帰国後に離婚した方（その後、復縁している方を含む） → 「継続して特定中国残留邦人等の配偶者」という要件に当てはまらないため、特定配偶者にはならず、配偶者支援金を受給することはできません。</p>

詳しいことは支援給付の実施機関、または支援・相談員にお尋ねください。